



第4章

子ども・子育て支援事業計画に対する 施策の展開





第4章 子ども・子育て支援事業計画に対する施策の展開

施策目標1 地域における子育て支援環境の整備

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもの心の発達には、家庭で保護者等から与えられる限りない愛情が重要で、自己を温かく受け入れられる環境で育つことで、自信を持って社会に踏み出し、他者を受け入れたり困難に立ち向かったりできる人格が育ちます。

保護者には、子育てに喜びや生きがいを感じ、親として成長できるような支援が求められます。子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるために、地域における子育てを支える仕組みを作ることが安心して子育てができる環境の整備につながります。

事業項目1-1 地域子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

子育てに関して日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、気軽に相談し解決できる場として、2016（平成28）年1月に子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を開設しました。妊娠期から18歳までの様々な相談にワンストップで対応し、切れ目のない支援を提供しています。地域子育て支援拠点施設においても、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等の事業を実施しています。

子育てに関わる相談先は子どもの成長とともに変化します。子育て支援や相談体制を充実させるため、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を中心とした専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談窓口の機能強化が必要です。また、子どもの成長にとっては、学校教育のみならず、家庭や地域で過ごす放課後生活の充実が求められています。「放課後児童クラブ」「社会教育活動」等の利用により、放課後生活の充実を図る必要があります。

【めざす姿】

◎子どもや子育てについて悩んだり困ったりした時に、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」や地域子育て支援拠点施設に行けば、気軽に話を聴いてもらえ、一人ひとりにあった支援を受けたり、必要な情報が得られたりします。また、子育て中の親子同士のふれ合いや、相談員等のサポートがあり、親としての安心や自信を引き出してくれ、「子どもを生んでよかった」と実感できます。

◎保護者の働き方に応じた様々な保育サービスがあり、子どもが小学校に進んだ後も、放課後児童クラブ等を利用することで安心して働くことができます。

◎子どもが病気になっても、子どもを保育してくれるところがあります。



◎家庭で子育てをしている保護者も必要な時には子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり外出したりすることができます。

◎子育て中の親同士の自発的活動が活発に行われます。

むすこ子ども・子育て総合支援センター

ちあぽと

【具体的な取組】

事業	(1) 安心して子育てできる支援サービス
事業内容	①妊娠期から18歳までの子育てに関する相談や支援について、気軽に立ち寄れる子ども・子育て総合支援センター「ちあぽと」では、仲間づくりができる場や子育て相談ができる場、子育てに関する情報収集や子どもに関係する行政手続き等の機能を充実させます。 子育て支援コーディネーターや相談員等により、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を受けることができるよう、職員体制を強化します。 ②幼稚園・保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点施設等による子育て支援を充実していきます。 ③家庭で子育てをすることに不安を抱える保護者や家庭外に出ることが苦手な保護者を、関係機関で連携しながら支援していきます。 ④病気や経済的な事情で子育てが困難な保護者に対して、きめ細やかなサービスの提供を推進します。 ⑤小学校入学後も保護者が安心して働くことができるように放課後児童クラブの環境の整備に努めます。 ⑥子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、教育・保育施設の保育料の軽減、第2子、第3子など多子世帯に対して負担を軽減します。 ⑦家庭で子育てしている保護者が、冠婚葬祭・急用・育児疲れや病気など必要な時に安心して子どもを預けられるよう、保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点施設で預かり保育を実施します。また利用しやすい環境の整備に取り組みます。 ⑧子どもが病気の時に、保護者に代わり適切な保育ができるよう、「病児・病後児保育事業」を継続実施します。また、市外の病児保育施設を利用する際の費用の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。 ⑨子どもを預かってほしい依頼（依頼会員）に応じて、育児の手助けができる会員（提供会員）を紹介するファミリー・サポート・センター事業の利用を促進します。 ⑩子育てや親育てをサポートする乳幼児期家庭教育学級（にじっ子など）や学童期家庭教育学級（ほっとプレイスなど）を継続して実施します。



事業項目 1－2 乳幼児期の教育・保育環境の整備

【現状と課題】

乳幼児期の教育や保育は、これまで家庭及び地域社会、並びに幼稚園・保育所・認定こども園といった教育・保育施設の三者が連携しながら、子どもの健やかな成長を支えてきました。

しかし、近年の核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などの影響を受け、家庭や地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このため、子育て家庭の生活スタイルに応じた、教育・保育の確保と充実を促進します。

【めざす姿】

- ◎保護者のニーズに対応できる幼稚園・保育所・認定こども園があり、安心して子どもを預けることができます。
- ◎働き方に応じて様々な保育サービス利用できます。
- ◎幼稚園・保育所・認定こども園は、子どもにとって安全で・安心できる、楽しい場所です。
- ◎子育ての悩みや相談に地域や行政、幼稚園・保育所・認定こども園が応じます。

【具体的な取組】

事業	(1) 必要な教育・保育量の確保
事業内容	①教育・保育ニーズに応じた教育・保育の提供量を確保するため、地域の実情を踏まえ教育・保育施設の定員の見直しに取り組むとともに、家庭の教育方針や保護者の働き方に対応し、希望する教育・保育施設を利用できるよう整備を行い、引き続き待機児童ゼロをめざします。 ②教育・保育施設を利用する子どもの安全・安心を確保するため、老朽化した施設の改修・改築など施設の整備を進めます。

事業	(2) 多様な保育サービスの充実
事業内容	①働き方の多様化に対応するため、「延長保育」・「休日保育」等を継続して実施します。 ②認定こども園における子育て支援の取組として、1号認定者の教育認定時間終了後などに引き続き園児を預かる「一時預かり保育」をはじめ、子育てに関する相談や施設の開放等を促進します。 ③各園の保育コーディネーターと関係機関が連携し、子育ての悩みや相談に応じる体制を整えます。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
認可保育施設の整備	6か所（累計）	8か所（累計）
保育サービスの満足度	88.6%	90.0%



事業項目 1－3 教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保

【現状と課題】

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものです。教育・保育施設が担う役割は大きいことを踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していく必要があります。また幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とのなめらかな接続を強化する必要があります。

【めざす姿】

- ◎働き方や家庭の状況に応じた未就学児の居場所として、様々な教育・保育施設があり、子どもも保護者も安心できます。
- ◎様々な困りを抱えた子どもにも適切に対応でき、子どもの育ちを支えることのできる、教育・保育に関わる人材の育成と受入れ体制ができています。

【具体的な取組】

事業	(1) 質の高い教育・保育の実施及び教育・保育に携わる人材の育成
事業内容	①質の高い乳幼児期の教育・保育を実施するため、幼稚園・保育所・認定こども園に関わる人材の確保に努めるとともに、現在、関わっている人材が研修等を通じてスキルアップができるよう支援します。 ②保育士を目指す人材を支援する制度等（保育士修学資金貸付制度等）の周知や利用の促進を図ります。 ③質の高い教育・保育の実施の趣旨をふまえ、県が行う幼稚園教諭、保育士・保育教諭の合同研修を積極的に活用できるよう支援します。 ④小学校との交流や研修等で連携を図り、幼児教育と保育と小学校教育とのなめらかな接続（幼保小連携）や家庭教育（親育て）との連携を深め、幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿の実現のために、幼児教育アドバイザーや幼保小連携推進コーディネーターを活用します。





事業項目 1－4 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

【現状と課題】

子どもと子育てに関するニーズは多様化しています。現代の情報化社会の中で必要としている人に正確な情報を確実に届けられるよう充実に図る必要があります。

子育て中の保護者がそのライフステージに応じた子育てサービスを選択できるよう、支援施策等の情報発信の推進及び強化が必要です。

【めざす姿】

- ◎白杵で子育てをすることが楽しいと思える、子育て支援サービスに関する情報が、必要とする家庭にわかりやすく提供されます。
- ◎子育て支援サービス等の正確な情報を必要な時に手に入れることができます。
- ◎子ども・子育て総合支援センター「ちあぽと」や子育て支援拠点施設に出向くことで、専門職や子育て中・子育て経験者からのアドバイスを受けることができます。
- ◎子育てに関する情報を、いつでも気軽に得ることができ、安心して子育てができます。
- ◎妊娠期から、子育てに関する情報を受けられるとともに、同じ悩みを抱える親同士の仲間づくりの機会があります。

【具体的な取組】

事業	(1) わかりやすい情報発信の推進
事業内容	①白杵市版母子手帳アプリ「ちあぽと」のサービス継続と、更なる利用促進のため創意工夫に努めます。 ②利用者の意見も取り入れた子育て関連情報冊子を発行します。 ③教育・保育施設のホームページや SNS の活用を促進し、サービス等の情報提供を充実させます。 ④様々な子育て支援サービスや子どものための体験活動の情報等について、情報発信の在り方を検討します。 ⑤母子健康手帳交付時に、子育て支援サービスについての情報提供や今後の支援の流れ等の案内をするなど、継続的な支援につなぎます。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
教育・保育施設のホームページ等 SNS の活用	8か所	11か所
「ちあぽと」のダウンロード者数	350人	600人

施策目標 2 子どもが健康に生まれ育つ環境づくり

核家族化の進展や女性の社会進出、地域の相互扶助機能の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。一方、一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、横ばいからやや低下傾向にあり、2018（平成 30）年には全国で 1.42、本市では 1.40 と低くなっています。このような中、子育てに夢や希望・安心感がもてる環境や子どもの視点に立って、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりが必要です。

事業項目 2-1 妊娠期から支える子育て支援の推進

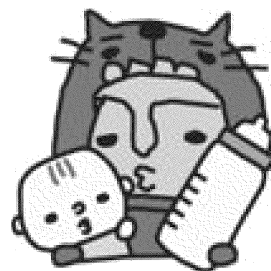
【現状と課題】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等の専門職がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、子育て世帯に対し切れ目のない支援を行います。

産科・小児科・精神科との連携を強化し、産婦健康診査、産後ケア等の体制整備に取り組む必要があります。また子どもを産みたい人が産むことができるよう不妊治療に関する助成や医療費助成、予防接種の充実等による負担軽減により、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要です。

【めざす姿】

- ◎子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」に行けば、妊娠から出産、不妊、子育てまで、その時々に必要な支援や相談を切れ目なく受けることができます。
- ◎妊娠中の女性は、安心して健康診査を受けることで、安心で安全な妊娠期を過ごすことができます。また、出産リスク等を抱えた人は、継続的な支援を受けることができます。
- ◎妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けられます。
- ◎出産や子育てが、多くの人に支えられているという実感を持つ事ができます。
- ◎不妊に悩む人たちが安心して相談でき、精神的、経済的負担が軽減されるとともに、不妊原因への対応について正しい知識を得ることができます。
- ◎妊娠をきっかけに、適切な生活習慣の必要性について、考えることができます。
- ◎仕事をもつ妊婦が、職場で活用できる制度を利用し、健康管理に努めることができます。





【具体的な取組】

事業	(1) 妊娠期から支える体制づくり
事業内容	①子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」において、妊娠前から子育て期まで一貫した相談の受付や支援サービスの提供等を行い、安心して産み育てられる体制をつくります。 ②不妊治療助成事業を推進します。 ◆近年の晩婚化により妊娠しにくくなっていることもあり、若年者への生殖機能と不妊症や不育症との関係等の学習を推進します。 ◆市内に住民票があり、婚姻1年以上経過した夫婦が、医療機関で不妊治療を受けた場合、不妊検査及び人工授精に対する費用を助成し、経済的負担を軽減するとともに少子化対策を推進します。不妊に関する相談センターの紹介を行います。 ③妊産婦の保険診療の自己負担分を助成します。 ◆妊産婦が安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。 ◆市内に住民票があり、母子健康手帳の交付を受けた月の翌月初日から出産（流産及び死産含む）した日の翌月の末日までの期間を対象とし、妊産婦が診療を受けた医療費のうち「保険適用分の自己負担分」を助成し、経済的負担を軽減します。

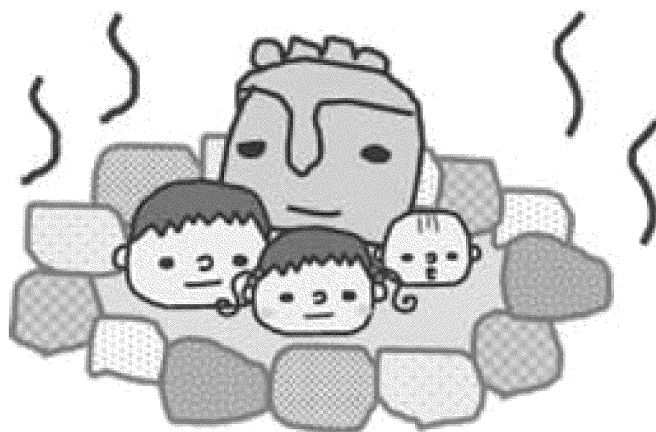
事業	(2) 妊婦の保健対策の推進 その①
事業内容	①妊娠に気づいたら、すぐに母子健康手帳の交付を受けるよう、妊娠初期の届出を推奨します。 ②母子健康手帳の交付 母子の健康を守るために母子健康手帳を交付しています。また、妊娠届出時には、保健師等が面接をし、妊婦自身が自分の健康状態を理解できるよう、保健指導・栄養指導を行います。 ③妊婦健康診査 妊娠中を健康に過ごし安全な出産を迎えるため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付します。（基本的な項目が受けられる受診票14回分とその他血液検査など3回分を助成。ただし、他の検査をした場合は自己負担あり）



事業	(2) 妊婦の保健対策の推進 その②
事業内容	④妊婦の歯科保健事業 妊娠中は、つわり等による不十分な歯磨き・間食回数の増加・生活習慣の変化等により、むし歯や歯周疾患が悪化しやすい時期です。妊娠中の歯周疾患が早産や低出生体重児の出産を誘発する可能性もあるため、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診券を交付します。 ⑤ペリネイタルビジット事業の推進 産前又は産後早めに、かかりつけの小児科医を作り、出産後の育児不安を少しでも早く解決するよう勧めます。 ⑥保健・医療・福祉が連携し、「ヘルシースタートおおいた」、「産科・小児科・精神科と母子保健支援者連絡会」、「母子保健連絡会」を行い、要保護児童対策地域協議会とも連携を図り、妊娠期からの支援を行います。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
妊娠中の妊婦の喫煙率	1.6%	0%
妊娠中の妊婦の飲酒率	0.5%	0%





事業項目 2-2 子どもや母親（保護者）の健康づくり

【現状と課題】

乳幼児期及び子育て期は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てるための家庭や地域の環境づくりが求められます。また、思春期の健康問題や親子のコミュニケーション不足等があり、地域全体での対応が求められます。

【めざす姿】

- ◎母親（保護者）は、乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問を受けることで、子どもの発育や発達の様子がわかり、心配な事を相談できます。また、若年者健康診査や子宮頸がん検診等を受けることで母親の病気の予防・早期発見もできます。
- ◎歯や口腔の健康を身体全体の健康に結びつけ、乳幼児期からの歯科保健の大切さを実感し、家庭や地域・学校でも実践できます。
- ◎子どもの頃から、生活習慣病の予防を意識し、「早寝、早起き、朝ごはん」など適切な生活習慣を身につけることができます。

【具体的な取組】

事業	(1) 乳幼児期からの健康づくりの推進 その①
事業内容	①乳児家庭全戸訪問事業 出生したすべての乳児家庭を訪問し、乳児の健康状態の確認と必要時に適切な育児サービスを紹介します。また、母親の妊娠中からの健康状態を把握し、血圧測定や尿検査・健康相談を行うことで、母親の生活習慣の見直しを促し、健康診査を受ける機会のない方には若年者健康診査等の受診を勧めます。 ②乳幼児の健康診査 月齢に応じた乳幼児の健康状態を確認するとともに、早寝早起き等の生活リズムを身につけられるよう、月齢に応じた心身の発達や食事について保護者の学習を支援します。母親の健康を守るため若年者健康診査や子宮頸がん検診等の受診を勧めます。 ③歯科保健事業 10 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月の各乳幼児健康診査での歯科健康診査及び歯科衛生士による集団・個別歯科指導を実施し、むし歯予防等の歯科保健事業を勧めます。1 歳 6 か月、3 歳 6 か月児健康診査対象児にフッ化物塗布券を交付し、口腔の衛生管理の必要性を啓発します。



事業	(1) 乳幼児期からの健康づくりの推進 その②
事業内容	④子どもの頃からの生活習慣病予防教室の実施 小中学校の栄養教諭と連携し、児童生徒が生活リズムの大切さや適切な食習慣（食事バランス・塩分糖分の摂り方等）を理解し実践できるよう食育指導を実施します。 ⑤子どもの生活習慣病対策 市内の関係機関が連携し、乳幼児期からの健康診査データによる肥満傾向の実態の把握や、各機関が実施している生活習慣病対策の現状把握、課題整理を行い、白杵市全体としての生活習慣病対策に取り組んでいきます。

事業	(2) 学童期での健康づくりの推進
事業内容	①子どもの頃からの基本的な生活習慣の確立が不可欠であるため、「早寝、早起き、朝ごはん」に関して、学校通信や保健だより、PTA新聞等の様々な機会を通して保護者に啓発していきます。 ②学校での健康診査結果について、保護者へわかりやすく伝え、生活習慣の見直しや改善のきっかけづくりとなる指導を行います。 ③「歯と口の健康」に関して、しっかり噛むことやバランスよく食べることの大切さ、スナック菓子やジュース類の影響等について学習するとともに、学校給食後の歯磨き指導・フッ化物洗口を行います。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
むし歯のない3歳児の割合	73.6%	80.0%
乳幼児健康診査の受診率		
◆4、10か月児健診	90.9%（※95.0%）	91.0%（※95.5%）
◆1歳6か月児健診	98.1%	98.5%
◆3歳6か月児健診	96.2%	97.0%

※4、10か月児健康診査受診率の（ ）内は、個別健康診査を含んだ受診率です。





事業項目 2－3 臼杵の環境を意識した食育の推進

【現状と課題】

食習慣の基本は子どもの時期に形成されることから、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育を着実に推進していくことが重要な課題です。家族や友人と囲む食卓で、臼杵に伝わる伝統的な料理や食卓でのコミュニケーションを大切にすることは、生活の質を高め心豊かな人間性を育むことにつながります。

【めざす姿】

- ◎子どもたちが、臼杵で採れる野菜や魚の良質、豊富さを実感し、家庭でも学校給食でも「地産地消」を大切に食事を楽します。
- ◎食品の栄養や必要性について正しく知ること、自分で食品を選び、安心・安全で、おいしい地元の食材を手に入れることができます。
- ◎家族や仲間と一緒に食事を作ったり食べたりすることを通して、「食の大切さ」や「食」へ関心を持つとともに、感謝の気持ちとマナーを身につけます。
- ◎臼杵に伝わる伝統的な料理などを、地域の人と学び・作ること、地域の食文化を大切にする気持ちが生まれます。
- ◎体の成長や健康づくりには、栄養バランスのとれた食事が重要であることがわかり、好き嫌いのない食生活ができます。
- ◎子どもの頃から生活習慣病（メタボリックシンドロームを含む）について学ぶことで、健康づくりのために食習慣を考え見直します。

【具体的な取組】

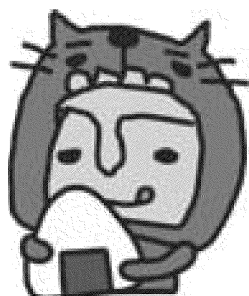
事業	(1) 乳幼児期から成人期までの食育の推進 その①
事業内容	①幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校で、季節ごとの旬の「ほんまもん農産物」の収穫体験や地引き網体験、クッキング体験等を通じ食べ物に対する興味や関心・感謝の心を育てます。 ②臼杵に伝わる伝統的な料理を、自分で作ったり・食べたりして、昔から臼杵に伝わる食文化を体感する活動を推進します。 ③生活習慣病予防のための食に関する学習機会を充実させます。 ◆乳幼児期には保護者へ乳幼児の発育発達に応じた食と食習慣の改善のための学習を行います。見たり聞いたり味わったりを通じて、薄味やバランス、野菜摂取の必要性がわかり、家庭でも実践できるようにします。学習により保護者自身の食生活を見直すきっかけにもなります。 ◆小中学校と連携し、児童生徒が適切な食習慣（食事バランス・塩分糖分の摂り方等）を理解し実践できるよう食育指導を実施します。



事業	(1) 乳幼児期から成人期までの食育の推進 その②
事業内容	④「食育月間（6月）」や「食育の日（毎月19日）」には、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できるよう食育に関する事業を実施し、食育の推進に努めます。 ⑤学校では給食の際に、「給食畑の野菜」や「地元で採れた食材」に関して、校内給食放送で紹介したり、栄養教諭が説明したりするなど、給食を通して児童生徒が「地産地消」を実感できるよう指導します。 ⑥給食が届くまでには、生産者をはじめ、調理師・配送車運転手など多くの人々が関わっていることを学習し、感謝の気持ちを持って食べるよう指導を行います。 ⑦様々な団体や、旧小学校区ごとに組織されてきた「地域振興協議会」において、地域の自然や資源を活用した催しを開催します。 ◆芋の植え付け・田植え・収穫祭を通して子どもに食について触れる機会を作っていきます。 ◆うすきツーリズム活性化協議会内の吉四六さん村グリーンツーリズム研究会の協力で行う農泊体験では、農家の人とふれあうとともに、子どもたちに農作物を作ることの大切さや食文化を伝えます。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
朝食を毎日食べていると答える児童生徒の割合	小6 95.9% 中3 88.5%	小6 95% 中3 95%
栄養教諭や栄養士等を活用して食育を行なった学校数	10校	18校





事業項目 2－4 思春期の保健対策の充実

【現状と課題】

小中学校では、教育課程に基づき「体の発達とこころの発達」について、発達段階に応じた学習を行っていますが、思春期特有の悩みに対応する体制の強化が必要です。また、道徳教育等を通じて生命尊重の意義や性的少数者（セクシャルマイノリティ）についての学びを深めていく必要があります。

【めざす姿】

- ◎自分の身体や心の変化を理解し、健康的な生活を送るための行動ができます。
- ◎結婚・妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、将来を見据えた上で、安易な誘惑に惑わされず、自分の取るべき行動を選択できます。
- ◎命の学習に取り組む中で、自分や友達など、人に対する思いやりや優しさが育っています。
- ◎思春期特有の不安や悩みを保護者や学校の先生・友達や専門家に相談できます。
- ◎生命の大切さや尊さを理解した言動を行うことができます。
- ◎キャリア教育を通じて、自らの生き方を考え、夢や希望を持つことができます。

【具体的な取組】

事業	(1) 命の大切さを守る取組の推進
事業内容	①小中学校で命の学習を実施します。 ◆小学生や中学生が、生命の大切さや体とこころの発達を学ぶことで、自分や他人を大切にすることが強くなり、自分が大切な存在であることに気づけるよう、保健所・助産師の協力を得て教室を実施します。また、妊婦キットや赤ちゃん人形を学校に貸し出すことで、学校での命の大切さを学ぶ学習を支援します。 ②命の大切さを考える講演会を開催します。 ◆中学校と連携し、自分の命を大切にできる自己肯定感を高める講演会の開催を行います。

事業	(2) 学校教育での取組の推進 その①
事業内容	①命の授業(性教育・生教育)を実践します。 ②家族観を養い、将来像を描ける結婚・妊娠・出産・育児に関する正しい知識が身につく授業を行います。 ③健やかな体を育てる体育や健康教育・食育、発達段階に応じた性教育や心の教育の学習を実施します。 ④命を守る防災教育・環境教育、薬物乱用防止に関する指導を実施します。 ⑤ネットモラル教育や交通安全教育など、安全に関する学習を行います。



事業	(2) 学校教育での取組の推進 その②
事業内容	⑥職業体験を通じて判断力・行動力を培い、子どもが自らの生き方を考えるキャリア教育を行います。 ⑦スクールカウンセラーや養護教諭・担任などが子どもの悩みや相談に応じる体制を強化します。

事業項目 2－5 小児医療・保健の推進

【現状と課題】

子どもは、病気や事故に対して無防備であるため、周囲の者が病気を予防するための環境を整え、病気にかかった時には少しでも早く気づき、早く対処（治療）するための対策が必要です。子どもを産み、健やかな成長を支えるためには、経済的な支援の充実も必要です。

【めざす姿】

- ◎子ども医療費の充実により、経済的負担が軽減され、子どもたちは必要な時に必要な医療を受けています。
- ◎急病時等の対応について理解し、適切な対応ができます。
- ◎未熟児で生まれた場合、養育医療費の助成により保護者の経済的負担が軽減されます。
- ◎子どもの成長・発達・病気に関して相談できる窓口があり、安心して医療を受けることができます。
- ◎予防接種が受けやすい環境があり、子どもの病気を未然に防ぎ、健康を守る予防接種が無料で受けられます。
- ◎予防接種等を受けやすい環境が整うことで、病気の発症や重症化を未然に防ぎ、子どもの健康を守ることができます。
- ◎「うすき石仏ねっと」と臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」を活用して、医療機関や本市が管理する予防接種情報や乳幼児健康診査結果の提供を行い、安心・安全な医療の仕組みを構築します。

【具体的な取組】

事業	(1) 医療費助成等事業の推進 その①
事業内容	①子ども医療費の助成により経済的な負担の軽減を図ります。 子ども医療費の助成は、未就学児は無料、小中学生は入院が無料、通院のみ1医療機関ごと500円/日（上限月4回、2,000円）まで行っています。医療費の助成により、子どもの傷病の早期治療を促進し、子育ての経済的な負担の軽減を図ります。



事業	(1) 医療費助成等事業の推進 その②
事業内容	②ホームページや小児救急ハンドブック等で、事故対応・救急受診の判断・休日当番医や「おおいた医療情報ほっとネット」など医療についての情報を提供します。白杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」によるきめ細やかな情報発信を行います。 ③かかりつけ医を持つことを推進します。 ④病気や事故防止について、乳幼児健康診査等の機会を通じて学習の場を提供します。 ⑤疾病予防や事故防止についての知識や技術の伝達に努めます。 ⑥「うすき石仏ねっと」の加入者の増加と、白杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」のアプリのダウンロード者数の増加をめざし、出生届時等に制度を紹介します。 ⑦身体の発育が未熟なまま出生した赤ちゃんで、特別な入院治療が必要な子どもに対し、未熟児養育医療費の助成をすることで、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。継続した相談・訪問を行うことで、保護者の不安の軽減に努めます。 ⑧定期予防接種の実施や任意予防接種の費用の助成を行い、疾病や障害の発生を予防します。(令和元年 11 月 1 日現在) 【定期予防接種】 (A 類疾病) ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ、麻しん・風しん (MR)、日本脳炎、結核 (BCG)、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス、水痘、B 型肝炎 【任意接種】 中学校卒業までに接種するインフルエンザ、流行性耳下腺炎、ロタウイルス 【その他】 妊娠を希望する女性とその配偶者、抗体価の低い妊娠している女性の配偶者を対象に風しんワクチン (MR ワクチン) の費用補助を行うことで、先天性風しん症候群を予防します。

【目標値】

指標	直近の現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
かかりつけ医を持つ親の割合		
◆ 4 か月児	76.9%	80.0%
◆ 1 ～ 3 歳児	97.7%	98.0%

施策目標3 子どもの生きる力を育む教育の推進

家庭は、社会の最小集団であり、教育の出発点でもあり、生涯にわたって学習を続けていくための基礎を養う重要な場です。家庭では、子どもが基本的な生活習慣や言葉、コミュニケーション能力などの社会で生きていくために必要な基礎を習得するとともに、親の姿を通して働くことの意義や必要性に対する理解などを深め自立心を育みます。しかし、少子高齢化、核家族化や地域の人間関係の希薄化などの社会的背景は、子育てに関する知恵の伝承、親同士の情報交換を困難にし、子育ての孤立化を招くため、家庭の教育力低下につながっていると指摘されています。そのため、家族と地域が一体となって、子どもの生きる力を育む教育に取り組む必要があります。

事業項目3-1 親や次代の親（子ども）の育成

【現状と課題】

次代の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会が必要です。子育てや家庭の大切さについて、若い世代の理解を深めるとともに、今の親たちが子どもへの接し方や、より良い親子関係の築き方などを学ぶことで、子どもへの愛情や親としての喜びが持てるようになり、子どもも心豊かに成長することができます。

【めざす姿】

- ◎親は、親として必要な知識や技術・心構えを持つことができ、感性豊かな白杵っこを育てることができます。
- ◎親が子ども（乳幼児期～青少年期）としっかり向き合い、受けとめ、子どもを育てることを通して親自身が気づき・学び、成長することができます。
- ◎わが子が夢を抱き、その実現に邁進する姿がみられるよう、今の親世代も、子育てについて学び、子育てに自信がもてるようになります。
- ◎子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。
- ◎子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。
- ◎本を身近に感じ、感性に磨きをかけられるように、親子（大人自身）で読書活動を楽しんでいます。





【具体的な取組】

事業	(1) 家庭教育支援（親育ち支援）の充実
事業内容	①公民館や幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点施設等で子育てに必要な知識や技術・心構えを学習する場、親育ちの場づくりを推進します。 ②PTA活動や家庭教育学級、子育てサークル等の各団体が主催する子育て学習会への講師派遣など学習相談や支援に取り組みます。 ③白杵市子ども読書活動推進計画「うすき読書のまちづくりプラン」に基づいて、市民総ぐるみの読書活動・親子読書を推進します。

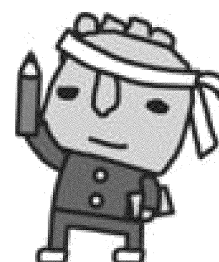
事業	(2) 次代の親への育成
事業内容	①児童生徒が自らの生き方についての考えを深めることができるよう、地域における先人の生き方を学ぶ機会をつくり、職場見学や体験を通して働くことの意義など、将来の進路選択へ向けての基礎を身につけてもらいます。 ②保健・体育などの教科学習や道徳、総合的な学習の時間などにおいて、生命の誕生・異性理解・人間の尊厳・人権尊重等について学習を行います。

事業項目 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた教育内容の充実

【現状と課題】

幼児教育では、子どもが発達段階にふさわしい経験を積み重ね、子どもが自主的・主体的に「しらしんけん遊ぶ」ことのできる環境づくりが必要です。発達の特性に応じた「遊び」の中で、その子らしく「こころもからだもいきいきと真珠のように輝く子ども」育ての幼児教育をめざします。しらしんけん遊ぶ子どもの学びに向かう力を小学校へつなぎ、自ら学び生きる力を身につけた子どもの育成が大切です。

幼保小中が一体となって、15歳の白杵市の子どもの姿『「学ぶ力」「誠実さ」「たくましさ」を身につけた白杵大好き"白杵っこ"』をめざす教育を推進し、21世紀を生きぬく子どもに必要な教育をめざします。





【めざす姿】

- ◎子どもは、「あいさつ」「早寝早起き」「三食食べる」「排便」などの基本的な生活習慣を身につけています。
- ◎保護者は、家庭教育基本方針及び「ほっとさんの教え10か条」で親力を高めています。
- ◎保護者は、子どもの家庭学習状況を把握しています。
- ◎保護者は、金銭教育やネットモラル・防災教育に強い関心と知識を持ち、子どもに伝えています。
- ◎子どもは、テレビやゲームなどのルールを守り、時間を決めて利用しています。ネットモラルを守り、IT機器を有効に使い、学びを深めています。
- ◎子どもは、社会体験や自然体験の中で思いやりや優しさ・郷土愛が育っています。
- ◎子どもは、本を読むことや体を動かすことを楽しみ、好きになり、運動や読書習慣が身についています。
- ◎子どもは、自ら興味関心を持ち、失敗を恐れずチャレンジし、様々なことを学んでいます。自己実現に向けて夢を描き、自ら学びを深め、広げ行動しています。

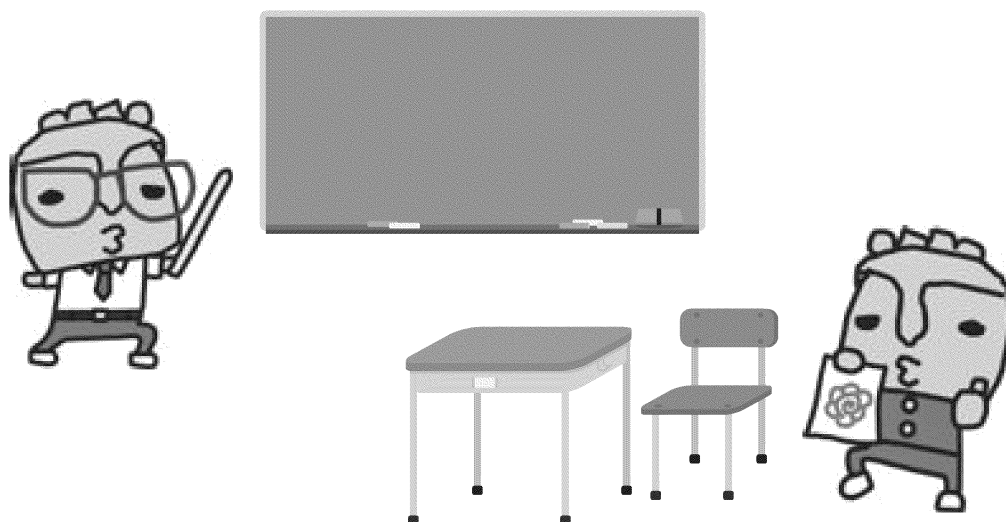
【具体的な取組】

事業	(1) 基礎学力の定着と向上への取組について
事業内容	①幼保小中一体教育の推進による教職員の授業力向上及び授業規律の徹底を図ります。 ②“白杵っこ”育ての「羅針盤」の活用・実践により幼保小のなめらかな接続を図ります。 ③運動習慣の定着及び健康増進を目的とした「体力向上」「食育」の取組を実施します。 ④いのちや郷土を大切にする道徳教育等の充実を図ります。

事業	(2) ふるさとを誇りに思う教育の推進
事業内容	①子どもたちがふるさと白杵に誇りと愛着を感じることができるよう、歴史や文化・地域人材を活用して、様々な体験学習の場を提供します。 ②うすきツーリズム活性化協議会内の吉四六さんグリーンツーリズム研究会を活用し、農家の人とふれ合ったり、農作物を作ることの大切さを感じてもらうため、白杵市内の小学生の農泊体験を推進します。 ③公民館等が市民の交流拠点、図書館・歴史資料館等が子どものための学習の場・郷土愛育成の場となるような取組を推進します。 ④スポーツ少年団や子ども会等の各種団体の活動を支援します。 ⑤スポーツ活動において、活躍が特に顕著な子どもたちへの支援に取り組みます。



事業	(3) 臼杵大好き“臼杵っこ”をめざす教育の推進について
事業内容	①基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と問題解決に必要な思考力・判断力・表現力・創造力、学びに向かう力・人間性を育てる授業力の高い学習指導を推進します。 ②豊かな心を育て、相手を思いやる人間関係を築く道徳教育を推進します。 ③様々な知識や登場人物との出会いを通して、内面を磨くための読書活動を推進します。 ④基本的な生活習慣を築き、健やかな体を育てる体育・健康教育・食育指導を推進します。 ⑤自らの命を守り、ともに支え合う防災教育・環境教育・ネットモラル教育を推進します。 ⑥一人ひとりの教育的ニーズに応えられるような特別支援教育を推進します。 ⑦臼杵に誇りと愛着を持ち、感動体験を大切にする特別活動を推進します。 ⑧心の結びつきを深める生徒指導・いじめ対策・不登校支援を推進します。 ⑨望ましい勤労観・職業観を育て、自らの生き方を考えるキャリア教育を推進します。 ⑩人権尊重の精神を貫く人権・部落差別解消推進教育を推進します。 ⑪グローバル社会を生き抜く英語教育を推進します。 ⑫AI(ソサエティ 5.0)の時代を生き抜く子どもたちへの ICT 教育・プログラミング教育を推進します。 ⑬家庭教育力・地域力を活用した「信頼される開かれた学校運営」「放課後子ども教室」「中3生教室」を推進します。 ⑭時代の進展・変化に対応する教育を推進します。





事業項目 3－3 家庭や地域の連携による教育力の向上

【現状と課題】

「子どもは地域の宝」であることを地域の大人が再認識し、温かく、時には厳しく声かけや見守りができるように、幼稚園・保育所・認定こども園・学校・地域・家庭の役割分担を明確にし、連携しながら子どもを育てる地域力の向上が必要です。住み慣れた地域や地域の大人に対する感謝の心を育て、地域に愛着と誇りを持つ「白杵大好き"白杵っこ"」を育てることが大切です。

【めざす姿】

- ◎学校や家庭、地域が一体となって子どもの学習を支援します。
- ◎地域振興協議会や健全育成会、PTA連合会と連携して、「地域の宝」である子どもを共に育てます。
- ◎学校や公民館・地域コミュニティセンターなどを拠点として、子どもと地域の大人の交流が日常的になされています
- ◎高齢者など地域人材がそれまでに培った知識や経験・技能など、その能力を最大限に生かし、子どもへ還元する仕組みができています。
- ◎子どもから高齢者まで世代や性別の枠を超えて連携し、活動して、元気な地域づくりができています。
- ◎子どもたちは、学校や家庭・地域の中で遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体感しています。
- ◎各地区の祭り・神楽・獅子舞などの継承に向けて、学校や地域で協力しています。
- ◎健全育成会や防犯協会など地域の人の見守りと声かけにより、子どもの安全が保たれ、安心して登下校できます。
- ◎学校運営協議会や地域振興協議会・PTAと連携し、「うすきふれあい学校」の企画段階から地域と協力して実施しています
- ◎地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」をすすめ、学校・家庭・地域が協働で地域の子どもの見守り育てる体制づくりが強化されています。

【具体的な取組】

事業	(1) 学校での教育力向上の取組
事業内容	①家庭や地域とのふれあいを深める「うすきふれあい学校」を実施します。 ②地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」をすすめ、学校・家庭・地域が協働で地域の子どもの見守り育てる体制づくりを図ります。



事業	(2) 家庭・地域での取組の推進
事業内容	①協育ネットワークづくりを推進します。協育コーディネーターを各中学校区及び家庭教育・読書活動推進などの分野ごとに配置し、地域・家庭・学校のつながりある学びを推進します。 ②協育コーディネーターを活用し、親力・地域力の育成、家庭教育の充実を図ります。 ③放課後や土曜日などに、基礎的・基本的な学習内容の定着を目的とした「放課後子ども教室」「中3生教室」を実施します。 ④学校行事等で活用できる地域の団体・指導者の情報を「まなびりすと」で整理・把握し、身近な先生として活用します。 ⑤公民館や学校、幼稚園・保育所・認定こども園などで家庭教育学級(親育てのための学習会)を実施します。 ⑥PTAが取り組む「白杵っこ育ての三ヶ条」の実現に向けて活動を支援します。

事業項目 3-4 いじめ・不登校児童生徒に対する取組の充実

【現状と課題】

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体の課題です。「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級・学校づくり」を基本として、いじめの未然防止と早期対応に力を入れるいじめ対策を充実させてきました。

「白杵市いじめ防止基本方針」の実践により、いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携強化が必要です。

不登校対応は、白杵市不登校対応マニュアルに添って、様々な関係者が連携し、早期対応と必要な支援を行うことが重要です。

【めざす姿】

- ◎いじめや不登校などに対する悩みを打ち明ける人や居場所が身近にあります。
- ◎いじめを見逃さない教育体制や早期対応・解決に向けたコミュニケーション能力の向上など、いじめ対応の仕組みが構築されています。
- ◎道徳や総合的な学習・生活科(食育体験)の授業・農泊などにより、命を大切にする教育・生きる力を身につけるための教育が充実しています。
- ◎育児放棄を含めた家庭の問題への対応が、専門家や関係機関と連携して行われています。
- ◎学校がチームとして、問題行動やいじめ対策・不登校支援・保護者対応を組織的に行っています。

【具体的な取組】

事業	(1) いじめ・不登校児童生徒に対する取組
事業内容	①白杵市学校教育指導方針及び白杵市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応・関係機関との連携体制を確立します。 ②スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を活用して、学校内でいじめ対策等の定期的なチーム会議を行います。 ③早期に大分県中央児童相談所・警察などの関係機関とつながることができるよう、教育委員会と学校・子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」との連携が強化されています。 ④「あったかハート 0・1・2・3」を継続して取り組みます。特に 0(ゼロ)の未然防止の取組を強化します。 ⑤学校は、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行います。 ⑥学校は、生命・身体又は財産に重大な被害が生じる可能性を察知した場合は、速やかに教育委員会、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」、大分県中央児童相談所、警察等の関係機関へ通報又は相談します。 ⑦地域で、いじめ等の兆候を感じた時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携して防止に努めます。 ⑧教育支援センター「きずな」や福祉事務所（子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」）内の家庭児童相談員と連携し、不登校の子どもや家庭の支援を行います。

■いじめの構造■

いじめは「いじめる児童生徒」と「いじめられる児童生徒」だけのものではありません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」、見て見ない振りをする「傍観者」など複雑な人間関係の関わりによっておこります。

いじめの持続や拡大には、いじめる側といじめられる側以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響していると言われます。いじめのサインを見逃さないことや集団全体を見ることが、「いじめは絶対に許さない」という断固とした態度を示すことが必要です。

施策目標 4 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援

少子化や核家族化等の社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめ等、子どもや子育てを取り巻く様々な課題があります。子育てと仕事の両立支援にとどまることなく、すべての子どもや子育て家庭の抱える様々な課題に対応できるような支援が重要です。

家庭をはじめ、地域、子育てに関係する機関、行政等が連携・協力を図り、地域全体で子育てを支え合うネットワークを構築することが必要です。

すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切できめ細やかな対応に取り組み、支援を充実させ、地域全体で支え、社会参加や自立ができるような施策の推進が必要です。

事業項目 4-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

虐待の背景には、家族間の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どの家庭でも起こり得ることとされています。

虐待の未然防止をはじめ、虐待を受けた子どもや虐待の疑いがある子どもの早期発見・早期対応等を行うため、白杵市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等の関係機関との情報共有や連携をさらに強化することが必要です。

【めざす姿】

- ◎虐待で子どもが傷ついたり、命を落とすことがない地域社会をつくれます。
- ◎身近な場所で相談援助が受けられ、子どものことや子育てについての不安が解消されます。
- ◎児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みをつくれます。

【具体的な取組】

事業	(1) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の取組 その①
事業内容	①虐待を受けている子どもは、乳幼児健康診査未受診の傾向があるため、訪問等を通して未受診者の把握を行うとともに、訪問時には保護者や子どもの健康相談・育児相談を実施し、児童虐待の未然防止に努めます。 ②「広報うすき」等を通じて児童虐待防止に関する広報啓発を行い、児童虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応の必要性を市民に周知します。



事業	(1) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の取組 その②
事業内容	③学校や関係課（学校教育課・子ども子育て課）の実務者によるチームカンファレンスを定期的実施し、児童虐待を受ける恐れのある子どもや社会的な援助等が必要な子どもの適切な支援や見守りに努めます。 ④臼杵市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用及び連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応等を行います。児童虐待を受けた子どもや保護者への支援について、関係機関で連携し対応します。 ⑤緊急性が高い虐待に関しては、大分県中央児童相談所、警察等の関係機関と密接に連携し、虐待を受けた子どもの適切な保護のための総合的・組織的な対応に努めます。

事業	(2) 学校での取組
事業内容	①虐待を早期発見するため、児童生徒の表情や細やかな変化を見逃さず配慮するとともに、疑いがある場合は早期に学校内で情報共有を行い、関係機関への情報提供を行います。 ②家庭との良好な関係の構築に努め、電話連絡や家庭訪問を行い、保護者が相談できる環境を整えます。 ③計画的に教育相談を設定し、児童生徒の状況把握を迅速に行い、早期の対応を心がけます。

事業	(3) 相談援助活動の充実
事業内容	①育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭に対し、定期的な訪問や家庭児童相談員・専門員の相談支援、家事・育児相談のある養育支援を行うなど、きめ細やかな取組を促進し、虐待の未然防止を行います。 ②市職員（要保護児童担当・保健師等・家庭児童相談員）等が専門研修に参加し、虐待対応能力や相談援助技術の向上を図ります。

■困ったときは1人で悩まず相談ください■

<相談先>

臼杵市子ども子育て課 TEL：0972-63-1111

大分県中央児童相談所 TEL：189（いちはやく）

または097-544-2016（緊急性が高いとき）



【重要】

DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待 ～DVは子どもの心も壊すもの～

大分県中央児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、近年では子どもの前で夫婦間の暴力（DV）による心理的虐待（面前DV）が増えています。

全国的には子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防・早期発見・早期対応が重要です。

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」と児童虐待の関係について

- ◆DVが起きている家庭では、同時に子どもに対する暴力が行われている場合があります。
- ◆子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。
- ◆DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。
- ◆DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

子どもへの影響について

- ◆DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。
- ◆子どものこころやからだに様々な影響を与えているといわれています。

ひとりで悩まずに相談してください

DVも児童虐待も、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。相談してみると、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

DV相談窓口 : DV相談ナビ ☎0570-0-55210

児童虐待相談窓口 : 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189



事業項目 4－2 ひとり親家庭等への自立支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭等の子どもは、離婚等によって生活の状況が大きく変化することから、精神面への影響や進学不安等、成長過程において生じる諸問題についての相談・支援が必要です。安心して生活するためには、まず、安定した収入を得るための就業支援や経済的支援が必要であり、ひとり親家庭等の子どもの貧困の連鎖を断ち切ることに繋がっていく必要があります。

このため、様々な支援を必要とする人が広くその支援を受けられるように、困ったときにいつでも相談できる体制をつくる必要があります。

【めざす姿】

- ◎ひとり親家庭、寡婦（寡夫）のそれぞれ固有の悩みやニーズに応じた支援を行います。
- ◎家庭の実情に応じた就職支援や経済支援を活用し、安定した生活を送れるよう、きめ細やかなサポートをします。

【具体的な取組】

事業	(1) 子育て世帯の生活支援の充実
事業内容	①ひとり親の抱える様々な悩みや課題に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、子育てや生活、就業等に関する不安や悩みを傾聴し、助言を行います。 ②児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、また母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付の相談など、経済的支援を行います。 ③保護者を対象とした高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や子どもを対象とした学習支援事業等に対するニーズを把握し、必要に応じて実施できるよう新規事業を検討します。

事業	(2) 自立に向けた支援の充実
事業内容	①福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦家庭の自立に向けた職業能力の向上及びハローワークと連携し、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）へ優先的に求人紹介を行う事業を推進します。 ②自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし自立を促進します。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
自立のための訓練等の利用者	1人	10人（累計）



事業項目 4－3 障がい児等への支援の充実

【現状と課題】

障がい児支援では、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点から、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

医療、保健、福祉、教育等の連携により、発達障がい等の早期発見・早期支援を実施し、保護者の育児不安の軽減を行い、すべての子どもが安心して健やかに地域で過ごせるように支援が必要です。

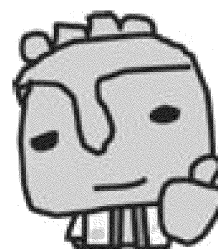
また教育・保育施設において、障がいを持つ子どもや医療的ケアなどが必要な子どもへの対応の充実を図る必要があります。

【めざす姿】

- ◎子どもの障がいや発達上の心配などをできるだけ早期に発見できるよう、専門家や、関係機関と連携・協力して個別の支援を継続して行います。
- ◎障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある人もない人も共に支え合い、地域で安心して暮らせます。
- ◎障がいのある子どもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。
- ◎子どもの発達状況や障がいについて理解でき、上手な関わりができるようになります。
- ◎子どもの成長や発達を手助けできるようなサービスや支援を安心して受けることができます。

【具体的な取組】

事業	(1) 早期発見・早期支援の推進
事業内容	①5歳児健康診査・発達相談会の取組みを推進します 5歳という時期は、言葉や運動の発達に加え、協調性や社会性が育つ頃です。この時期に医療・保健・福祉・教育等が連携して園巡回訪問を含む5歳児健康診査・発達相談会を行います。 これにより、発達障がいの早期発見・早期支援の実施、保護者の育児不安の軽減、すべての子どもが安心して就学できることをめざします。





事業	(2) 相談支援体制の充実
事業内容	①地域子育て支援拠点施設や教育・保育施設に専門員の巡回支援を行い、早期支援・早期療育に努めます。 ②幼児教室は、発達に不安をもつ子どもや、子どもへの接し方が苦手という方を対象に、遊びを通した発育発達の促し方や接し方を学びます。保護者の友達づくりやストレス解消の場としても有効です。 ③巡回療育相談で、発達に不安を持つ子どもやその保護者が子どもの発達に応じた関わり方などを専門のスタッフに相談することで、子どものより良い発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。

事業	(3) 福祉サービスの充実
事業内容	①必要な人に必要なサービスが届けられるよう、教育・保育・福祉施設及び福祉課・子ども子育て課・教育委員会の連携を強化します。

事業	(4) 就学前の教育・保育施設での受け入れ支援
事業内容	①幼稚園・保育所・認定こども園において障がいをもつ子どもや医療的ケアが必要な子どもの受け入れを促進するため、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を検討しながら、その時の状況に適した支援を行います。

事業	(5) 幼保・小・中・高連携における特別支援教育の充実
事業内容	①各園で複雑化・困難化する特別な支援を必要とする子どもの家庭の状況に応じて、よりきめ細やかな対応を行う保育コーディネーターをさらに活用します。 ②子どもの特性に応じた教育の実現のため、個別の支援計画を作成し、個に応じた支援を行うとともに、幼保小・小中・中高の連携を強化し、継続的な支援を行います。

事業	(6) 小中学校における特別支援教育の推進
事業内容	①特別支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもの教育の充実に努めます。 ②特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制を強化するとともに、支援学校や関係機関等との連携を図ります。 ③「白杵市就学支援委員会」での判定をもとに、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、市全体の特別支援教育の充実として、特別支援相談員や訪問型通級指導員・支援員を適切に配置し、児童生徒の力を伸ばすことができる支援を行います。



事業項目 4-4 様々な困りを抱えた親や子どもへの支援

【現状と課題】

貧困をはじめ様々な困難を抱える家庭の課題は、経済的な課題だけでなく、生活習慣・学習・健康・安心できる相談先や居場所の確保等、様々な角度からの対応が必要な場合があり、連携した支援が必要です。

子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

【めざす姿】

- ◎子どもが家庭の経済的な理由などにより、学ぶ機会が失われることなく進路を決定できます。
- ◎若年期にそれぞれの事情で、仕事をしなくなったり、家に閉じこもりがちになってしまった人に対して、自立した社会人として、社会に巣立つことを支援する体制があります。
- ◎地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化・習慣の違いに困ることなく、安心して生き生きと暮らすことができます。
- ◎すべての子どもたちが将来にわたって、夢や希望を持つことができます。

【具体的な取組】

事業	(1) 貧困の連鎖防止
事業内容	①生活に困窮している家庭や子どもに対し、困窮からの脱却をめざし、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策についての計画策定に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関・児童福祉関係者・教育委員会等の関係機関が連携しながら支援に取り組みます。 ②小学校や中学校で低所得者層への支援として行っている、就学援助費や各種奨学金等の周知を徹底します。 ③生活困窮世帯やひとり親家庭等の子ども達に学習支援を行うとともに、保護者に対し学び直しや就労支援を行います。 ④子どもの貧困対策に関する支援（教育の支援・生活の安定のための支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援）の充実に努めます。

事業	(2) 様々なルーツをもつ子どもの支援
事業内容	①地域に暮らす外国人の親と子どもが、安心して生活できるよう、関係支援団体と連携し情報提供等に取り組みます。 ②帰国子女や両親が外国人など、日本語の読み書き等に不自由な児童生徒に対して、学びに困りを生じない配慮を行います。



施策目標5 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

少子化の現状やその影響、子どもを取り巻く状況などについて、地域全体で理解を深め、子どもの成長と子育てを支えるための意識づくりが必要です。そのため、子どもを生み育てることに喜びや楽しみを実感できるような社会的気運の醸成を図るとともに、子どもも一人の人間として尊重する意識づくりが大切です。

事業項目5-1 社会全体の意識づくり

【現状と課題】

若い世代が、子どもを生み育てることに夢や希望を持つことができ、生まれた子どもを地域の宝として社会全体が大切に思えるような意識づくりが必要です。

【めざす姿】

- ◎社会全体の子育てに対する意識が高まり、子どもや子育て中の保護者に声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにでもあります。
- ◎若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望をもつことができます。
- ◎子どもも大人も、みんなが大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ◎進学や就職で市外に出る高校生に対して、ふるさと白杵の大切さを育み、将来、白杵に帰って来たいと思うような子どもが増えます。
- ◎将来の夢を抱き、実現を目指す子どもたちにとって経済面での壁が生じないよう、奨学金制度や多子世帯の子どもへの経済的支援制度が活用できます。

【具体的な取組】

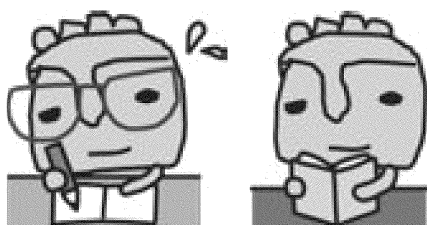
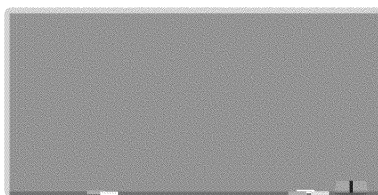
事業	(1) 地域社会で支える子育て支援の意識づくり
事業内容	①子ども・子育て支援策は、未来の地域づくりであり、まちづくりの基本となるという考え方を市民が共有できるよう啓発に努めます。また、若い世代が、子どもを生み、子育てをしていくことの喜びと大切さを共有し、共に生きているという幸せを実感できるよう支援します。



事業	(2) 子どもの夢を支える支援の推進
事業内容	①「里帰り授業」(ようこそ“白杵っこ”の先輩)を実施し、各方面で活躍する白杵出身者に学ぶことで、白杵の魅力を再発見できます。 ②小学校5年生全員に配布している「白杵の歴史発見(ルート18)」を活用した「白杵っこ検定」「白杵っこガイド・学芸員活動」を推進し、白杵の歴史や先人についての理解を深めることで、ふるさと白杵に愛着と誇りを持ち白杵の将来を担う人材を育成する基礎をつくります。 ③中学生などに対する都会で活躍する人の「里帰り授業」や地元で仕事をする人による「職業人に学ぶ」授業の開催を推進します。 ④高校卒業後の進学を支援するため、一般大学生奨学金制度や医学生等奨学金制度の活用を促進します。

【目標値】

指標	直近の現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
白杵っこ検定受験率	17.0%	30%





事業項目5-2 子どもの人権を尊重する意識づくり

【現状と課題】

子どもにも大人と同じく一人の人間として人権があります。そして、子どもは大人よりも人権が侵害されやすい存在です。国連は、1989（平成元）年11月に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。大人が、“子どもは個性を持ったかけがえのない人間”として、一人ひとりを尊重し、安心して健康に成長できる環境をつくることが大切です。

【めざす姿】

- ◎子どもも大人も、「人権」やみんなの権利を実現するために、どんなルールが必要なのかについて、家庭や学校や地域で正しい知識を身につけています。
- ◎大人も子どもも2016（平成28）年12月16日に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念を正しく理解し、部落差別のない社会になっています。
- ◎子どもが、自分も他者も大切にしたい気持ちや考え方・意見の違いを個性として認める人権意識を身につけています。
- ◎大人は、子どもも一人の人間として認め、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にしています。
- ◎家庭や地域の中でお互いを認め合い、人の痛みがわかる人々が生活しています。

【具体的な取組】

事業	（1）人権啓発や社会教育での部落差別解消推進・人権教育活動の推進
事業内容	①親子で参加できる人権啓発イベントを開催します。 ②公民館等を拠点に人権問題に関する学習・啓発活動に取り組みます。

事業	（2）学校教育での部落差別解消推進・人権教育の推進
事業内容	①部落差別問題への正しい理解と部落差別撤廃への知識を深めるため「更にすすめよう部落解放学習 実践指導案集 2012」を活用した授業実践を進めます。 ②人権担当の教職員を中心とした校内推進体制を確立するとともに、保護者や地域と連携した人権教育を進めます。

■人権とは？■

私たちは、だれもが皆、人間らしく幸せに生きていくための権利を持っています。この権利を人権と言いますが、これは私たちが幸福な生活を営んでいくために侵すことのできない普遍的権利であり日本国憲法によってすべての国民に保障されています。国は、日本固有の差別である「部落差別問題」をはじめとする人権課題の解消を目指し、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの法整備を行い差別の解消を目指しています。お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない、本当に人権が尊重される社会を作っていくことが、一人ひとりに求められています。



事業項目 5－3 地域で支えるネットワークづくり

【現状と課題】

行政、地域、医療機関、療育機関、教育・保育施設、学校等の関係機関とのネットワークを充実させ、出生前からの支援を充実させる必要があります。

【めざす姿】

- ◎子どもは、地域の人が繋がり、“地域 みんなが自分の成長を応援してくれている”ということを実感しています。
- ◎保護者は、子育てに関する支援サービスを受けるだけでなく、地域の活動に参加する楽しさや喜びを感じています。
- ◎子どもは、年齢の違う子ども同士の遊びや、高齢者をはじめ地域の人たちとの交流を通じて、たくさんの体験や発見をしています。
- ◎子どもには、保護者や学校の先生以外にも、話を聴いてもらったり相談したりできる場所があり人がいます。

【具体的な取組】

事業	(1) 子育て支援ネットワークの整備
事業内容	①行政、医療機関、教育・保育施設、学校、地域等によるネットワークを充実させ、子育て家庭だけでなく出生前からきめ細やかな支援の充実を図ります。 ②幼稚園・保育所・認定こども園は、地域の小中学校や地域の高齢者の方たちとの連携を深めます。 ③行政や教育・保育施設と、地域の民生委員や主任児童委員、自治会等とが連携を深め乳幼児の健康支援、児童虐待の防止や早期発見のために、地域全体で見守るネットワークの充実に努めます。

事業	(2) 地域のネットワークづくりの推進
事業内容	①地域振興協議会では、子どもから高齢者まで三世代交流をテーマにした活動を定期的に行います。 ②家庭・学校・地域の連携を深めるための「協育」ネットワークを構築し、コミュニティ・スクールの活性化や青少年の健全育成に関する学習会・研修会・地域行事に取り組むなど、地域の子どもは地域で育てる気運を高めます。

施策目標6 子育ても仕事もしやすい環境づくり

少子高齢社会において、稼働人口が減少している現状に対応するため、女性の労働力は必要不可欠な原動力になっており、女性の仕事と家庭の両立は進みつつあります。一方男性は子育てに責任を果たしたいと思っても、職場等においては仕事優先の意識や体制が依然として根強く、育児休業が取りづらい環境です。このため職場・家庭・地域社会の様々な場面で、男女共同参画についての理解を深め、関心を持つこと、多様な働き方に合わせた、保育環境の整備や働く男女が共に育児休業が取得しやすい職場づくり、安心して仕事と子育てが両立できるような環境づくりや意識改革が必要です。

事業項目6-1 住みたくなるまち臼杵の環境づくり

【現状と課題】

豊かな自然と、安心の食環境がある臼杵市の環境の中で、若い子育て世代が安心して生活できるような環境づくりや居住支援・定住促進に取り組む必要があります。

【めざす姿】

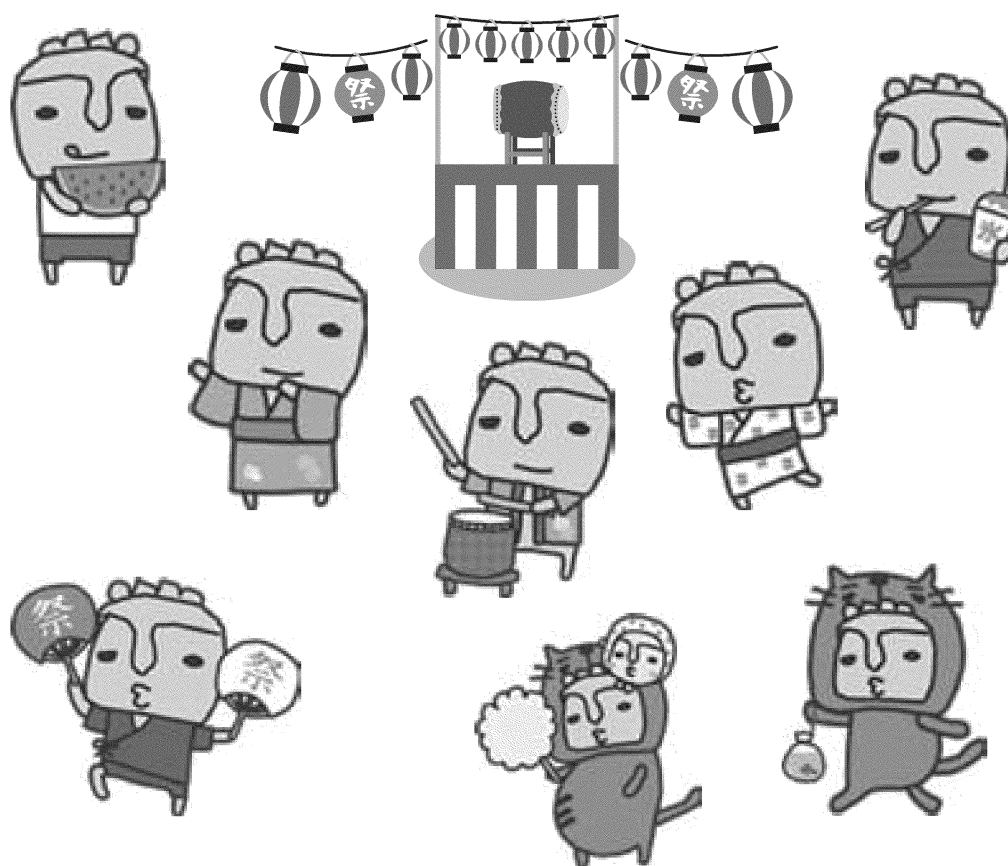
- ◎臼杵にある山や川、海など自然豊かな環境の中で安心して子育てをしています。
- ◎臼杵にある歴史的町並みやすばらしい先人・偉人について学ぶことで、郷土愛を育んでいます。
- ◎若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場が開拓されており、移住定住につながっています。
- ◎中学生や高校生などが早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの喜びや大切さを学ぶとともに、夢や希望を持って将来の仕事を考えることができます。

【具体的な取組】

事業	(1) 臼杵大好き臼杵っこを育成します
事業内容	①臼杵が大切にしている山や海などの自然環境を活かした遊びの体験学習を推進します。 ②祇園祭や竹宵、吉四六まつりなど、地域のお祭り・行事へ地域の子どもたちが積極的に参加できるよう計画します。 ③地域振興協議会と連携し、子どもたちが地域活動へ参画できるよう促します。 ④市内企業の協力により、中学生や高校生がインターンシップで体験授業を実施します。



事業	(2) 若者が住みたくなる環境づくり
事業内容	①白杵での暮らしや環境の良さを地域・企業・学校等とも連携して発信していくとともに、居住支援等に関する補助事業を実施します。市内における雇用・就業の場の創出や情報提供の推進等にも取り組み、若者世代の市外への流出を食い止めます。 ②まちづくり活動の担い手として、地域おこし協力隊を受け入れ、市内での起業・就業を支援し、地域振興に寄与する人材を育成するとともに定住を促進します。 ③白杵での暮らしを体験できるモニターツアーやおためしハウスなどの取組や移住者居住支援事業等を広く周知するため、効果的な「うすき暮らし」の情報発信に努めます。 ④高校生や大学生等の若年層に対し地元企業を知ってもらうため、市内企業や商工会議所・商工会、学校関係者との連携によるインターンシップやホームページ等を活用した企業紹介、地元企業合同説明会を開催し、雇用の場の確保や定住促進を図ります。





事業項目 6-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながると考えられます。メリハリのある働き方をしながら、家族との有意義で温かな時間を過ごすことが必要です。

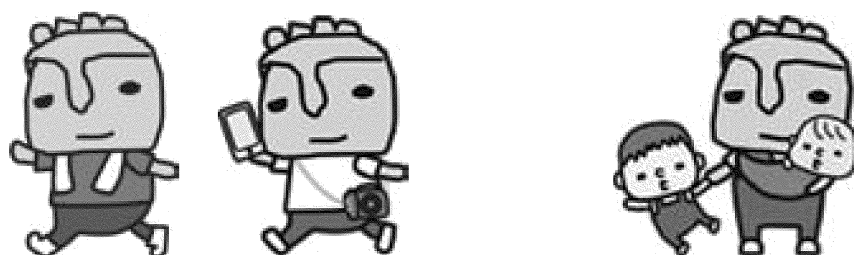
【めざす姿】

- ◎男女共に家事や育児に参加し、共に喜びと責任を分かち合って心豊かに暮らすことができます。家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送っています。
- ◎子育て中の人だけでなく、すべての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味のスポーツ・生涯学習・ボランティア活動など自己実現のための時間を大切にします。
- ◎「子育てをしながら働きたい」、「子どもが小さいうちは育児に専念して、子育てがひと段落したら仕事をはじめたい」といった状況や希望に応じて、働き方を選択しています。
- ◎企業は、労働時間等に関する法令遵守の徹底やワーク・ライフ・バランスに関連する諸施策を積極的に進めています。

【具体的な取組】

事業	(1) 労働環境への支援
事業内容	①事業者への労働時間、雇用等に関する法令遵守徹底の呼びかけを推進します。 ②労働問題の早期発見及び迅速な解決を図るため「労働講座」や「労働相談会」を開催します。 ③育児休業やP T A休暇の取得を促進するため、制度化している企業や独自の子育て支援策を取っている企業を支援します。

事業	(2) 個人の意識の啓発
事業内容	①ワーク・ライフ・バランスについて、企業研修やP T A活動の場を通じて啓発していきます。 ②父親による育児や介護への参加推進の啓発を行います。





事業項目 6－3 父親の育児推進

【現状と課題】

女性の社会進出が進む中、父親も子育てや家事を共有し家庭生活を楽しむ時間を持つことで、夫婦間の信頼が高まります。子どもの健やかな成長に良い影響を与えるため、家族のふれあいや会話を増やすことが必要です。

【めざす姿】

- ◎家事や育児の楽しみや大変さを共有することで、夫婦間の信頼が高まっています。
- ◎父親も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ◎父親が活躍できるような子どもとのふれあいの場に、たくさんの父親が参加しています。
- ◎家族のふれあいが増えることは、子どもの健やかな育ちに良い影響を与えています。

【具体的な取組】

事業	(1) 子育てに対する父親の意識啓発
事業内容	①父親の育児参加を応援する啓発広報活動を進め、自発的な活動団体のパ ククラブやイベント開催団体を支援します。 ②働き方の見直しや、家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、 育児休業制度や法制度の周知を行います。 ③父親が参加できる子育て教室の開催を推進します。 ④PTAにおける父親のPTA活動への積極的な参加を推進し、父親の子 育てへの参加意識の向上を図ります。

事業	(2) 父親の育児参加を可能にする職場環境づくり
事業内容	①男性の子育て支援に率先して取り組む企業や事業所を支援します。 ②企業や事業所に対し、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の 周知を図ります。子育て支援を進めることによる企業のメリットを啓発 します。

【目標値】

指標	直近の現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
家庭教育学級（にじっ子やほ っとプレイスやスキップ）の 父親の参加率 （土・日・祝日開催分）	20%	50%



施策目標7 子どもにとって安心・安全なまちづくり

町並みを生かしながら、市内中心部での交通混雑の解消を図るため、都市計画道路の整備を行っています。周辺部では大型店の進出により、交通の流れが変わっています。

また、東日本大震災後、本市でも津波による被害を想定した、防災計画の見直しや防災士の養成、市民の意識改革に取り組んでいます。

さらに、子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりが引き続き課題となっています。

事業項目7-1 子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

歴史的な景観の保全・形成や道路・公園等の施設の維持や改良、居住環境の整備により、白杵らしいまちづくりを持続させることが必要です。

地域ごとの自然・歴史・文化・産業などの特色を活かし、大切にし、人口減少や少子高齢化が進む中でも、子育て家庭が「住みやすい、住みたい」と感じ、幸せが実感できるまちづくりが必要です。

【めざす姿】

- ◎海や山など自然豊かな居住環境の下で、子育て家庭にとってゆとりがあり、安心して住める環境があります。
- ◎移住者も歴史・文化、自然に恵まれた環境で子育てができ、すくすくと育つ子どもの成長を見守っています。
- ◎身近なところで地域活動が活発に行われ、地域と密着した暮らしができています。子どもも大人も、互いに“あいさつ”ができる環境が整っていることで、通園、通学する際の子どもの負担や親の不安が軽減されています。
- ◎子どもが、元気いっぱいに遊べるような公園があります。
- ◎子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができます。

【具体的な取組】

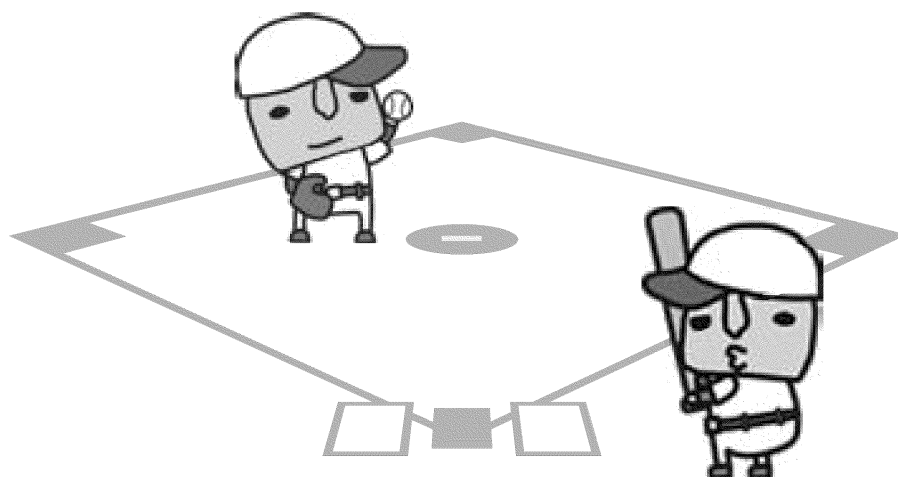
事業	(1) 人にやさしいまちづくりの推進 その①
事業内容	①子育て世代や、高齢者に配慮したユニバーサルデザインの視点に立ち、居住環境の形成を進めるとともに、世帯構成やライフステージによる多様なニーズに対応した居住環境づくりに努めます。 ②若い人が本市に住みたいとの動機づけの一つとして、魅力ある住宅や、空き家整備を推進します。



事業	(1) 人にやさしいまちづくりの推進 その②
事業内容	③歩道の整備や段差の解消、電柱の移設により、歩道の有効幅員を確保するとともに、路面の平坦性を維持・向上させることで、歩行者の安全と快適な利用をめざします。 ④妊産婦、子ども連れの人などすべての人が安心して外出できるよう道路・公園・公共交通機関・公的建物等において、段差解消のバリアフリー化を推進します。 ⑤子育て世代が安心して外出できるよう、公共施設のトイレのベビーシート設置や、授乳室の設置を推進します。

事業	(2) 魅力ある公園整備の推進
事業内容	①小さな子どもでも、安心して遊べる地域の拠点となる公園を整備します。利用者のニーズを常に把握することに努め、安心・安全で楽しい公園となるよう、リニューアル等の検討と整備を行います。 ②公園の維持管理に努め、既存の遊具等の公園施設は計画的に整備を実施し、安全で魅力ある公園づくりに取り組みます。 ◆都市計画公園の遊具については長寿命化計画に基づき、古くなったものや劣化の著しい遊具から、随時整備します。 ③民間開発には指導や助言を行い、子どもから高齢者までが身近に憩える空間としての良質な公園や広場づくりに努めます。

事業	(3) お互いに支え合う地域づくりの推進
事業内容	①地域等において登下校の交通安全の見守りなど、子育て支援等を行います。 ◆地域振興協議会では、地域のつながりを絶やさず、子育ての先輩として面倒を見たり、相談に応じるなど子育て世代を支えます。





事業項目 7-2 子どもの安全を守るまちづくり（防災・事故・犯罪）

【現状と課題】

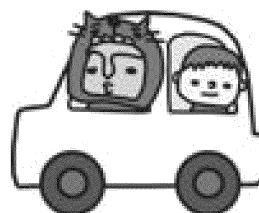
公園や道路・商店街・駅・駐車場・集合住宅など、まちの中に潜む危険を改善するための対策を考え、実行していく必要があります。地域の協議会や小中学校 PTA が中心となって、登下校の交通安全対策や見守りなどを行います。犯罪や地震、津波等の自然災害に対しても自力で危険を回避できる力を育てる必要があります。

【めざす姿】

- ◎子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりができています。
- ◎子どもを取り巻く有害な社会環境が浄化され、子どもが非行から守られています。
- ◎悩みを抱える子どもや親の気持ちに寄り添い、問題解決まで継続的に支援しています。
- ◎地域で、地震・津波・風水害等の災害対策に取り組み、地域の子どもの命は地域が守ることを行っています。
- ◎市民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識が高まり、地域ぐるみで、安心して暮らすことのできる地域社会をつくっています。

【具体的な取組】

事業	(1) 子どもを犯罪や有害な環境から守るまちづくりの推進
事業内容	①子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりを進めるために、通学路や公園等における防犯灯等の整備を関係諸団体と連携し推進します。 ②侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して防犯性能の高い防犯機器の普及促進に努めます。 ③不審者情報の関係機関への周知徹底に努めます。 ④情報モラル講演会を各小中学校で開催することによって、ネット犯罪から身を守る取組を推進します。 ⑤小中学校や幼稚園・保育所・認定こども園において交通安全教室を行い、交通安全意識を高めます。 ⑥家庭や教育・保育の場で、物事の善悪の判断やモラルの向上に対する教育を行い、被害者にも加害者にもならない人間の育成を推進します。





事業	(2) 子どもを災害から守るまちづくりの推進
事業内容	①小中学校や幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等において、防災意識を高め安全確保行動がとれるよう、定期的に風水害等に対する防災訓練を促進します。 ②「自分の身は自分で守る」との意識が育つよう、広報啓発活動を積極的に展開します。 ③全学校で避難訓練計画を策定し、各校の地域事情に応じた計画的な防災教育を進めます。多種多様な災害を学習する防災スタンプラリー等を各校で開催し、小学校在学時に防災意識の定着を促進します。

